

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年 5 月21日

【会社名】 株式会社イトーヨーギョー

【英訳名】 ITO YOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 畑中 浩

【本店の所在の場所】 神戸市中央区中山手通五丁目 1 番 3 号

【電話番号】 078 - 367 - 6713

【事務連絡者氏名】 管理部長 山 崎 智 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中津六丁目 3 番14号

【電話番号】 06 - 4799 - 8850

【事務連絡者氏名】 管理部長 山 崎 智 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社イトーヨーギョー大阪本部
(大阪市北区中津六丁目 3 番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2019年5月10日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

コンクリート関連事業部

当社のコンクリート関連事業部において、当期に営業損失を計上する見込みとなり、減損の兆候が認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、2019年3月期決算において、当事業部が保有する固定資産（建物、生産設備等）について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

遊休資産

当社の遊休資産である旧岡山工場及び兵庫県高砂市土地において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、2019年3月期決算において、当該資産グループに含まれる固定資産（建物、構築物）について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2019年3月期決算において、下記の通り減損損失を特別損失として計上いたしました。

コンクリート関連事業部の減損損失

287,214千円

遊休資産の減損損失

49,127千円